

開発許可の概要

◆根拠条例

「東京における自然の保護と回復に関する条例」の第47条(又は第48条)

1 許可を必要とする行為

・対象となる行為

一定規模の自然地を含む土地において、建築物その他の工作物の建築の用に供するために行うものや住宅の建築の用に供するために行うものなど、条例で定められた行為を対象とします。

* 自然地とは、樹林地、草地、農地、池沼等又はこれに類する状態にある土地をいい、現地調査等により自然地に該当するかどうか判断します。

* 一定規模とは、ア)行為地の区域の総面積の三分の一以上の面積が自然地である状態若しくは、イ)一団で1,000平方メートル以上の自然地がある状態をいう。

- 1 建築物やその他の工作物の建築(新築、改築、増築)の用に供するために行うもの(以下、2から7までに該当するものを除く。)
- 2 住宅の建築の用に供するために行うもの
- 3 ゴルフ場、運動場、その他これらに類する屋外運動競技施設の建設の用に供するために行うもの
- 4 遊園地その他これに類する屋外娯楽施設の建設の用に供するために行うもの
- 5 道路(道路交通法第2条第1項第1号に規定する道路をいう。)の建設の用に供するために行うもの
- 6 駐車場、資材置場又は作業場の建設の用に供するために行うもの
- 7 墓地(墓地、埋葬等に関する法律第2条第5号に規定する墓地をいう。)の建設の用に供するために行うもの
- 8 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること
- 9 土砂等(埋立て又は盛土の用に供する物で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定する廃棄物以外のものをいう。)による埋立て及び盛土(1から8までに該当するものを除く。)

・対象となる規模

甲地域の場合は 3,000 平方メートル以上、乙地域の場合は 1,000 平方メートル以上。

* 甲地域とは主に市街化区域(風致地区を除く)など、乙地域とは主に風致地区や市街化調整区域などで、詳細は施行規則により定め ています。

また、開発許可が必要な行為に該当した場合、その行為地の面積が 30,000 平方メートル以上ある場合、もしくは知事が特に必要と認める場合は、当該計画について「東京都自然環境保全審議会」の意見を聴く必要が生じます。

※なお、上記条件等に適合する場合であっても、条例に定めるところにより適用除外となる行為があります。当該計画の行為が、本件に該当するかどうかは窓口にご相談下さい。